

佐賀県浄化槽管理基準

第1章 浄化槽管理者の遵守事項

(保守点検及び清掃の実施)

第1条 浄化槽管理者(※)は、浄化槽法(以下「法」という。)第10条に基づき、法第4条第7項及び第8項で定められた技術上の基準に従って、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

※ 浄化槽管理者とは、浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権限を有する者をいう。

2 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。ただし、浄化槽管理者が自ら保守点検又は清掃を実施する能力を有する場合はこの限りではない。

(技術管理者の配置)

第2条 浄化槽管理者は、法第10条第2項に基づき、処理対象人員501人以上の浄化槽には、自ら技術管理者として管理する浄化槽を除き、専従の技術管理者を置かなければならない。ただし、1日の作業時間内に巡回でき、かつ実質的に施設の常時管理を果たし得ると認められる範囲において兼任することができる。

(最初の保守点検)

第3条 浄化槽管理者は、環境省関係浄化槽法施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項に基づき、最初の保守点検を浄化槽の使用開始の直前に行うこととする。

(法定検査の受検)

第4条 浄化槽管理者は、指定検査機関が実施する法第7条に規定する水質検査(以下、第7条検査という。)及び法第11条に規定する定期検査(以下「第11条検査」という。)を次の各号のとおり受検しなければならない。

(1) 第7条検査 使用開始後3か月～8か月に1回

(2) 第11条検査 前号の検査以降で毎年1回

2 浄化槽管理者は、第7条検査及び第11条検査により改善事項を指摘された場合は、速やかに対処しなければならない。

(記録の保存)

第5条 浄化槽管理者は、規則第5条第2項及び第8項に基づき、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者から交付された浄化槽の保守点検記録及び清掃記録を3年間保存すること。また、この記録は、指定検査機関により法定検査の際に確認をすることがあるので提示すること。

2 浄化槽管理者自ら保守点検や清掃を実施する場合も保守点検記録又は清掃記録を作成し、同様に保存すること。

第2章 浄化槽の管理に係る技術基準

(使用に関する準則)

第6条 浄化槽は、規則第1条に規定する準則（管理留意事項別添1）に従い使用すること。

(保守点検の技術上の基準)

第7条 浄化槽の保守点検は、規則第2条に規定する基準（管理留意事項別添2）及び環境省から通知されている浄化槽維持管理ガイドラインに従って実施すること。

浄化槽の種類	日付番号	通知等	標題
窒素除去型小型合併処理浄化槽	H12.9.14	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知	維持管理ガイドラインについて
膜処理型合併処理浄化槽	衛浄第43号		
中・大型合併処理浄化槽			
単独処理浄化槽			

2 保守点検の回数は原則規則第6条で規定する回数（管理留意事項別添3及び管理留意事項別添4）であるが、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の保守点検及び消毒剤の補給は必要に応じて行うこと。

(清掃の技術上の基準)

第8条 浄化槽の清掃は、規則第3条に規定する基準（管理留意事項別添5）に従って実施すること。

2 清掃の回数は毎年1回（全ばっ気方式の浄化槽については、おおむね6ヶ月に1回）であるが、これ以外にも汚泥の堆積等によって浄化槽の機能に支障を生じるおそれがある場合には速やかに清掃を行うこと。

第3章 浄化槽保守点検業者の留意事項

(浄化槽管理者への説明)

第9条 保守点検業務の委託を受けた浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に十分作業内容の説明を行うこと。また、浄化槽の種類ごとに定められた期間中に1回を超えて保守点検を行う場合には、浄化槽管理者の十分な理解を得られるよう、必要性和作業内容について詳細に説明を行うこと。

2 正当な理由がなく浄化槽を適正管理しない浄化槽管理者の情報を保健福祉事務所に報告すること。

(記録の作成)

第 10 条 保守点検業務の委託を受けた浄化槽保守点検業者は、規則第 5 条第 2 項に基づき、保守点検の記録を作成し、浄化槽管理者に交付すること。

2 浄化槽保守点検業者は、保守点検の記録の交付にあたり、規則第 5 条第 3 項に基づき、浄化槽管理者に対し、その内容を説明すること。

3 あらかじめ、当該浄化槽管理者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ていれば、電磁的方法により保守点検の記録を提供でき、記録を交付したとみなす。

4 浄化槽保守点検業者は、規則第 5 条第 9 項に基づき、保守点検の記録を 3 年間保存すること。

(帳簿の備付け等)

第 11 条 浄化槽保守点検業者は、法第 48 条、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 13 条及び佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 13 条に基づき、保守点検又は清掃を実施した浄化槽ごとの保守点検業帳簿（管理留意事項様式第 1 号）を作成し、保存すること。

第 4 章 浄化槽清掃業者の留意事項

(浄化槽管理者への説明)

第 12 条 清掃の委託を受けた浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に十分作業内容の説明を行うこと。また、浄化槽の種類ごとに定められた回数以上に清掃を行う場合には、浄化槽管理者の十分な理解を得られるよう、必要性、作業内容について詳細に説明を行うこと。

(記録の作成)

第 13 条 清掃の委託を受けた浄化槽清掃業者は、規則第 5 条第 2 項に基づき、清掃記録を作成し、浄化槽管理者に交付すること。

2 あらかじめ、当該浄化槽管理者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ていれば、電磁的方法により清掃の記録を提供でき、記録を交付したとみなす。

3 浄化槽清掃業者は、規則第 5 条第 9 項に基づき、清掃の記録を 3 年間保存すること。

(帳簿の備付け等)

第 14 条 浄化槽清掃業者は、法第 40 条に基づき、清掃を実施した浄化槽ごとに清掃業帳簿を作成し保存すること。

第5章 不適正管理への対応

(改善命令等)

第15条 浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長は、法第12条の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について、必要な助言、指導、勧告、改善措置又は使用の停止等を命ずることが出来る。

2 浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長は、法第12条の2の規定により、法定検査について必要な助言、指導、勧告等を行うことができる。

附 則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。

管理留意事項別添1 浄化槽使用に関する準則（規則第1条）

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 2 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 3 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 4 浄化槽（みなし浄化槽を除く。）にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 5 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 6 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 7 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 8 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 9 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

管理留意事項別添2 保守点検の技術上の基準（規則第2条）

- 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 規則第1条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況
 - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 2 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 3 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 4 ばっ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 5 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 7 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばっ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 8 ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 9 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 10 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 14 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 15 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 16 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 17 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 18 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

管理留意事項別添3 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の保守点検の回数（規則第6条第1項）

○法第10条第1項の規定による、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 1 環境大臣が定める浄化槽については、上記の表にかかわらず環境大臣が定める回数とする。
- 2 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、上記の表にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

管理留意事項別添4 浄化槽の保守点検の回数（規則第6条第2項）

○法第10条第1項の規定による、浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし(尿)尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

1 環境大臣が定める浄化槽については、上記の表にかかわらず環境大臣が定める回数とする。

2 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、上記の表にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

管理留意事項別添5 清掃の技術上の基準（規則第3条）

- 1 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばっ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 2 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばっ気タンク若しくはばっ気槽に移送した後の全量とすること。
- 3 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 4 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 5 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路及びばっ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばっ気タンク、流路及びばっ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 6 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 7 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 8 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- 9 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 10 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 11 単純ばっ気型二次処理装置、流路、ばっ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 12 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 13 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。